(平成21年10月30日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、国又は岐阜県からの委託により実施する統計調査に従事する者 (以下「統計調査員」という。)の候補者をあらかじめ登録することにより、統計 調査員推薦に係る事務を円滑に進めるとともに、統計調査員の質の向上を図るため に設ける登録調査員制度について必要な事項を定めることを目的とする。

(要件)

- 第2条 登録調査員制度に登録する統計調査員の候補者(以下「登録調査員」という。) は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に認めたときは、 この限りでない。
 - (1) 心身ともに健全である者
 - (2) 統計に関し理解と熱意を有し、責任を持って調査事務を遂行できる者
 - (3) 統計調査事務に従事し得る時間的余裕を有し、かつ、支障なく業務を完了することができる者(過去に統計調査員として支障なく業務を完了した経験のある者を含む。)
 - (4) 調査により知り得た秘密を守ることができると認められる者
 - (5) 人格が円満であって、常識を有し、接遇上の問題がないと思われる者
 - (6) 統計調査員としての仕事の性質上、不適格と思われる職業、活動若しくはそれらに類するものに従事していない者又は不適格と思われる経歴を有していない者
 - (7) 原則として満20歳以上の者

(登録)

- 第3条 登録調査員の登録は、次に掲げる者のうち、面接等により前条の要件を満た すと認められたものについて行う。
 - (1) 統計調査員又は統計調査員経験者からの推薦を受けた者
 - (2) 自治会、町内会等からの推薦を受けた者
 - (3) 公募に応募した者
 - (4)前3号に掲げる者のほか、市長が認めた者 (登録手続)
- 第4条 登録調査員の登録を受けようとする者は、別に定める申請書を市長に提出しなければならない。

(登録期間)

- 第5条 登録調査員の登録期間は、登録の日から5年間とする。ただし、継続を妨げない。
- 2 前項ただし書の場合において、5年に一度、登録調査員に対し継続の意思確認を するものとする。

(登録の抹消)

- 第6条 市長は、登録調査員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録 を抹消することができる。
 - (1) 自ら抹消を希望する者
 - (2) 転出等により調査事務に従事できない状況になった者
 - (3) 10年以上調査事務に従事していない者(ただし、やむを得ない事情がある場合を除く。)
 - (4) 所在が不明であること等により、登録継続の意思確認ができない者
 - (5) 死亡した者又は心身の故障のため調査事務に支障があり、若しくはこれに堪え ないと認められる者
 - (6) 所定の業務を適切に履行せず、調査に支障を生じさせた者
 - (7) 統計調査員としてふさわしくない行為があった者
 - (8) 第2条第6号に定める不適格な職業又は経歴を有するに至った者
- 2 市長は、前項第6号から第8号までの規定により登録を抹消したときは、その旨 を本人に通知するものとする。

(研修等)

第7条 市長は、登録調査員が統計調査に対する理解を深め、調査事務に必要な知識 等を得ることができるよう、研修を実施し、又は統計調査に関する資料等の配布を 行うなど、その質の向上に努めるものとする。

(推薦等)

- 第8条 市長は、統計調査員を推薦するときは、登録調査員からの選考を優先するものとする。この場合において、市長は、推薦にあたっては、調査の概要を示した上で登録調査員本人の意思を確認するよう努めなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、地域的な事情その他の事由により適任者を得られない場合には、登録調査員以外の者を推薦することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成27年4月7日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成31年1月25日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。